

令和6年度

弘前市空き店舗対策事業費補助金のご案内

補助上限額 (補助対象は「改修工事費用」か「家賃」のどちらか一方のみの選択です。)

改修工事費用が対象の場合

中心市街地域内
の空き店舗 **50**万円
(補助率1/2)

上記のうち
市が指定する道路に
面した空き店舗 **150**万円
(補助率2/3)

中心市街地内で
移転をするとき **25**万円
(補助率1/2)

家賃が対象の場合

中心市街地域内
の空き店舗 **50**万円
(補助率1/2)

※月額家賃×10か月分 (月額上限5万円)
が補助対象です。10か月分の家賃お支払い
後に補助金が交付されます。

※さらに、健康・子育て関連の店舗の場合は、上記に対し
補助金額の上乗せ等を実施しています。



補助要件

1. 対象者

小売・サービス業を営んでいる方又は新たに開業しようとする方で、新規出店又は移転のために中心市街地の空き店舗を賃借して事業を行おうとする方。

2. 対象物件

- ・道路に面している1階又は2階の物件であること。
- ・道路から直接出入りできる専用の独立した出入口を有すること。
- ・所有者と一定の親族関係又は資本関係を有しないこと。 など



3. その他条件

- ・3年間は自ら継続して営業すること。
- ・原則として、1日のうち午前9時から午後9時までの間に概ね3時間以上かつ1週間のうち5日以上営業すること。 など

市HP「空き店舗対策事業費補助金」

【問い合わせ先】

弘前市商工部商工労政課 担当: 柏木、肥後
TEL: 0172-35-1135 / FAX: 0172-35-1105



手続きの流れ

